

現行規程の点検プロジェクトの実行（3）

区分	審議	対象範囲	
<p>エグゼクティブサマリー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前回及び前々回（第14・15回）の経営委員会で、内部規程見直しの方向性について一定の整理を実施。 ・ 現在、優先順位を決めた上で、規程見直し作業に順次着手しているが、具体的な改正案が完成した規程について御審議いただくもの。 			
<p>バックグラウンド</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の内部規程に関する課題と見直しの方向性について、外部専門家（シティユーワ法律事務所）が提言を整理。 ・ 提言内容を踏まえつつ、規程見直しの方向性に関する経営委員会としての方針を整理いただき、執行部において、具体的な見直し作業に着手中。 		<p>フィードバック期間及び検証方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なし 	
<p>戦略プラン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営委員会における整理を踏まえ、優先順位を定めた上で、見直し作業に順次着手。 		<p>便益及びリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 便益：改正GPIF法との整合性確保等 ・ リスク：経営委員会の審議・報告事項の増加、機動的な業務運営に支障が生じることへの懸念 	
		<p>KPI</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なし 	
		<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なし 	

本日の審議事項

1. 前回の宿題事項

- 組織規程
 - ①投資委員会の議決結果の取扱い、②CIOと管理運用業務担当理事との関係
 - ③GPIF法改正時に、管理運用業務担当理事についてのみ特別の規定を設けた理由
- 制裁規程
 - 非常勤役員に対する処分の在り方等
- 内部通報及び外部通報に関する規程
 - 制裁規程と同様の考え方にに基づき整理する方向で対応
- 内部統制の基本方針
 - 役職員の遵守事項にリスク管理規程等を追加

2. 新たに御審議いただく規程

- | | |
|------------------|-----------------------|
| ○ 文書管理規程 | ○ 情報セキュリティ管理規程 |
| ○ 情報セキュリティポリシー | ○ 情報セキュリティ体制の整備に関する規程 |
| ○ 情報化推進の体制に関する規程 | ○ 情報システムの整備及び利用に関する規程 |
| ○ 反社会的勢力への対応方針 | ○ 倫理規程 |

組織規程の見直しにおける検討事項（投資委員会の議決結果の取扱い）

前回の経営委員会において、組織規程の見直しに関して、投資委員会における議決結果に理事長が拘束されることの是非が議論されたことを踏まえた対応案は以下のとおり。

《議決結果に関する尊重義務規定を設ける場合》

	対応(規定)案	論点
A-1案	<p>○ 理事長に対して、投資委員会の議決結果に対する尊重義務規定を設ける。</p> <p>第●条 投資委員会が議事を議決した場合、理事長はその議決を尊重しなければならない。</p>	<p>○ 仮に理事長が投資委員会の議決結果を尊重しない場合、理事長が説明責任を負うことになる。</p> <p>○ 投資委員会において課題が生じれば、理事長は四半期ごとの経営委員会報告において説明するとともに、投資委員会に出席する常勤監査委員から要請があれば、理事長は経営委員会において説明することになる。</p> <p>○ その上で更に、理事長が、正当な理由なく投資委員会の議決結果を尊重しない恐れがある場合に経営委員会が関与するための手当が必要か。</p>
A-2案	<p>○ 理事長に対して、投資委員会の議決結果に対する尊重義務規定を設ける。 【A-1案と同じ】</p> <p>第●条 投資委員会が議事を議決した場合、理事長はその議決を尊重しなければならない。</p> <p>○ 理事長が、投資委員会の議決結果に反する行為を行った又は行う恐れがある場合、監査委員への通報義務を全役職員に課す旨の規定を他に設ける。(例えば、内部統制の基本方針に明記)。</p>	<p>○ 仮に理事長が投資委員会の議決結果を尊重しない場合、理事長が説明責任を負うことになる。</p> <p>○ 投資委員会において課題が生じれば、理事長は四半期ごとの経営委員会報告において説明するとともに、投資委員会に出席する常勤監査委員から要請があれば、理事長は経営委員会において説明することになる。 【A-1案と同じ】</p> <p>○ その上で更に、理事長が、正当な理由なく投資委員会の議決結果を尊重しない恐れがある場合に確実に経営委員会が関与することが可能になるのではないか。</p> <p>【通報の流れ】 役職員→監査委員へ直ちに通報→経営委員長に報告→ 経営委員会を緊急招集→経営委員会が理事長から弁明を聴取→ 理事長に対する議決結果の尊重勧告→大臣に対する理事長の解任要求</p>

組織規程の見直しにおける検討事項（投資委員会の議決結果の取扱い）

《議決結果に関する拘束義務規定を設ける場合》

	対応(規定)案	論点
B-1案	<p>○ 理事長に対して、投資委員会の議決結果に対する拘束義務規定を設ける。</p> <p>第▲条 投資委員会が議事を議決した場合、理事長はその議決に従わなければならない。</p>	<p>○ ①理事長と他の意思決定機関の権限の配分は法律に明示的に規定しなければならず、法律上の根拠がない投資委員会の議決結果に理事長の意思決定が拘束されることは、理事長の法律に基づく法人全体の業務執行権との関係で疑義がある、②理事長の業務執行権濫用を監視・監督するのは、経営委員会(監査委員会)の責務及び権限であるというのが、今回のガバナンス改革の趣旨であり、これらに関する法律の規定に基づいて理事長の業務執行の適正性を確保するというのが厚生労働省の見解。</p> <p>○ 一方、GPIF法第7条の規定により、法律上根拠がない投資委員会であっても、経営委員会が定めることにより、理事長の業務執行権を縛ることができるという意見がある。 (GPIF法第7条第1項 理事長は、管理運用法人を代表し、通則法第19条第1項の規定にかかわらず、経営委員会の定めるところに従い、その業務を総理する。)</p> <p>○ 理事長の反対にもかかわらず、両理事の賛成により議決した投資判断を遂行した結果、大きな損害が発生するなどの問題が生じた場合、理事長の責任をどう考えるか。</p>
B-2案	<p>○ 理事長に対して、投資委員会の議決結果に対する拘束義務規定を設ける。 【B-1案と同じ】</p> <p>○ また、投資委員会の議決は、理事長を含む過半数委員の賛否によって決する旨の規定を設ける。</p> <p>第▲条 投資委員会が議事を議決した場合、理事長はその議決に従わなければならない。ただし、当該議決については、理事長を含む過半数をもって決するものとする。</p>	<p>○ 拘束義務規定を設けることについての論点は、B-1案と同じ。</p> <p>○ 理事長と両理事の間で賛否が分かれた場合は、「理事長を含む過半数で決する」ことがないため、投資委員会としての結論がいつまでも得られない。</p>

※いずれの案においても、投資委員会の議決権を有する委員は、理事長及び両理事の3名（**B-1案又はB-2案を採用する場合は、これを組織規程に明記**）

CIO設置等の経緯

期日	事象				
平成26年12月22日	<p>「日本再興戦略」(平成26年6月24日閣議決定)及び基本ポートフォリオの見直しに際しての運用委員会の建議(平成26年10月23日)において、専門人材の強化が求められたことを踏まえ、資金運用業務の責任者であるCIO(最高投資責任者)を設置すべく組織規程を改正(平成27年1月1日施行)した。</p> <p>《組織規程(抜粋)》</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">改正後</th> <th style="width: 50%;">改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>(CIO(最高投資責任者)) <u>第2条の2 管理運用法人に、CIO(最高投資責任者)を置くことができる。</u> <u>2 CIO(最高投資責任者)は、命を受けて、管理運用法人における年金積立金の運用を統括する。</u></p> </td> <td style="vertical-align: top;">(新設)</td> </tr> </tbody> </table>	改正後	改正前	<p>(CIO(最高投資責任者)) <u>第2条の2 管理運用法人に、CIO(最高投資責任者)を置くことができる。</u> <u>2 CIO(最高投資責任者)は、命を受けて、管理運用法人における年金積立金の運用を統括する。</u></p>	(新設)
改正後	改正前				
<p>(CIO(最高投資責任者)) <u>第2条の2 管理運用法人に、CIO(最高投資責任者)を置くことができる。</u> <u>2 CIO(最高投資責任者)は、命を受けて、管理運用法人における年金積立金の運用を統括する。</u></p>	(新設)				
平成27年1月5日	水野氏を理事に併せてCIO(最高投資責任者)に任命				
平成27年5月7日	<p>「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律」が公布され、GPIF法の改正により、管理運用業務を担当する理事を置くこととされた。これに伴い、水野氏を理事(管理運用業務担当)に任命した(CIOは既に任命済み)。</p> <p>《年金積立金管理運用独立行政法人法(抜粋)》</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">改正後</th> <th style="width: 50%;">改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>(役員) 第6条 管理運用法人に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。 <u>2 管理運用法人に、役員として、第18条第1号に掲げる業務(以下「管理運用業務」という。)を担当する理事一人を置く。</u> <u>3 管理運用法人に、前項に規定する理事のほか、役員として、理事一人を置くことができる。</u></p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>(役員) 第6条 管理運用法人に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。 (新設) 2 管理運用法人に、役員として、理事一人を置くことができる。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	改正後	改正前	<p>(役員) 第6条 管理運用法人に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。 <u>2 管理運用法人に、役員として、第18条第1号に掲げる業務(以下「管理運用業務」という。)を担当する理事一人を置く。</u> <u>3 管理運用法人に、前項に規定する理事のほか、役員として、理事一人を置くことができる。</u></p>	<p>(役員) 第6条 管理運用法人に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。 (新設) 2 管理運用法人に、役員として、理事一人を置くことができる。</p>
改正後	改正前				
<p>(役員) 第6条 管理運用法人に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。 <u>2 管理運用法人に、役員として、第18条第1号に掲げる業務(以下「管理運用業務」という。)を担当する理事一人を置く。</u> <u>3 管理運用法人に、前項に規定する理事のほか、役員として、理事一人を置くことができる。</u></p>	<p>(役員) 第6条 管理運用法人に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。 (新設) 2 管理運用法人に、役員として、理事一人を置くことができる。</p>				

制裁規程

第16回経営委員会
提出資料を一部修正
(修正部分を緑色で表示)

4. 制裁規程、就業規則

シテューワ提言 (ポイント)	見直しの方向性 (前回の経営委員会における議論の結果)
<p>○ 役職員に対する制裁を定める規定は制裁規程のみとし、就業規則の懲戒に関する定めは削除した上で、懲戒処分については制裁規程に委ねる形とすべき。</p>	<p>○ 制裁規程と就業規則のそれぞれで規定されている懲戒処分の内容を揃える。</p> <ul style="list-style-type: none">※ 就業規則から、懲戒処分の規定を削除することはしない。※ 就業規則に規定のある「昇給停止」については、国家公務員の懲戒区分に該当がないことから、制裁規程及び就業規則の双方に規定しない。 <p>○ 非常勤役員に対する処分については、想定されない「停職」「減給」を除くこととしてはどうか。</p>

「内部通報及び外部通報に関する規程」について（変更案）

経営委員長、経営委員及び理事長に対する制裁手続き改正を踏まえ、以下のとおり見直すこととしてはどうか。

	現状	変更案	
		理事、職員及び事業者が当事者の場合	理事長及び経営委員が当事者の場合
(1) 通報窓口	内部通報: 企画部企画課・顧問弁護士 外部通報: 企画部企画課	変更なし	変更なし
(2) 上記(1)の報告	通報窓口⇒ 理事長、理事及びコンプライアンス・オフィサー、総務部長並びに監査委員(ただし通報に関わる当事者である場合は当該者を除く。)	変更なし	理事長、理事及びコンプライアンス・オフィサー、 <u>経営委員長</u> 並びに監査委員(ただし通報に関わる当事者である場合は当該者を除く。)
(3) 通報事案の調査	コンプライアンス・オフィサー⇒ 役員等 当該事業者に係る業務を所管する部長等⇒ 事業者	変更なし	<u>選定監査委員</u> ただし、全ての監査委員が事案対象となる場合は、経営委員会が指名する経営委員長又は経営委員(監査委員を除く。)
(4) 是正措置・再発防止策(違法行為等が明らかになった場合)	理事長⇒ 関係者または関係部署	変更なし	<u>経営委員会</u>

「内部通報及び外部通報に関する規程」について（変更案）

	現状	変更案	
		理事、職員及び事業者が当事者の場合	理事長及び経営委員が当事者の場合
(5) 制裁規程・就業規則に基づく制裁等（必要に応じて）	理事長⇒制裁委員会または懲戒処分	変更なし	<u>経営委員会</u>
(6) 通報者への通知	通報窓口⇒通報者	変更なし	変更なし
(7) 通報者または調査に協力した役員等の保護	理事長⇒コンプライアンス・オフィサー不利益な取扱いまたは報復的な行為が行われていないか調査	変更なし	<u>経営委員会⇒選定監査委員</u>
(8) コンプライアンス委員会への報告	企画部企画課または当該事業者に係る業務を所掌する部室長等	コンプライアンスオフィサーまたは当該事業者に係る業務を所掌する部室長等	<u>選定監査委員</u>

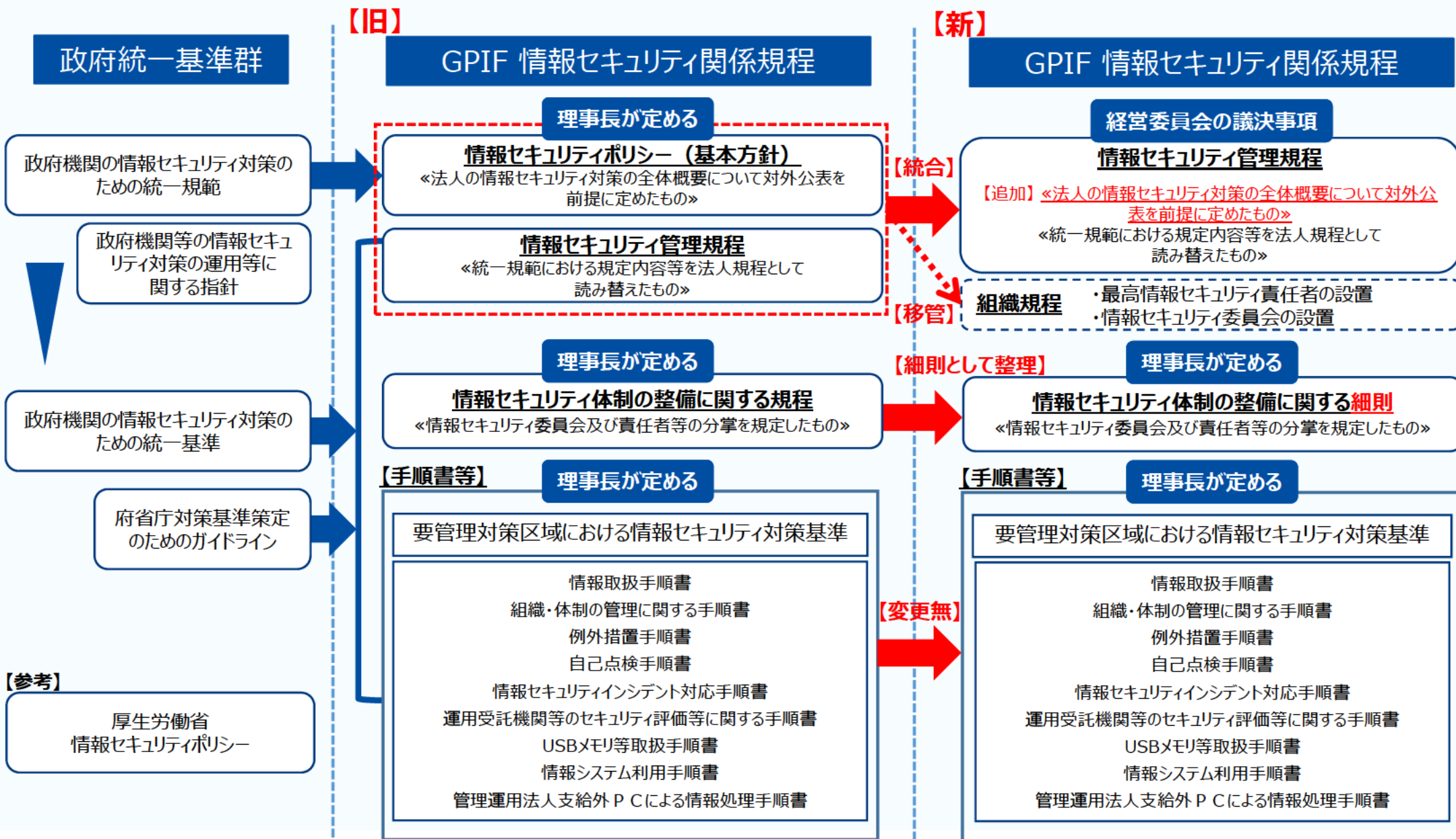
文書管理規程

論点 (ポイント)	見直しの方向性 (案)
<ul style="list-style-type: none"> ○ 決裁権限(決裁権者)に関する規程の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ○ これまでの経営委員会における議論のとおり、単独規程(権限分配規程)として整理する。また、権限分配規程は執行部内の決裁手続等を定めるものであり、理事長が定める細則等に規定する。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 保存期間基準に関する規程の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各課室等の文書管理者が法人文書の保存期間を具体的に定めているものであることから、理事長が定める細則等に規定する。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 公文書等の管理に関する法律等(「公文書法等」という。)に則した規程の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「文書の受領から決裁の作成等の取扱い」については、公文書法等において規定することを求められているものではなく、単に事務処理レベルを定めていることから、理事長が定める細則等に規定する。 ○ 残された規程を文書管理規程として経営委員会の議決事項とする。 ○ その上で、公文書法等に合わせた管理体制の名称の変更等とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「監査責任者」及び「監査責任者は、監査室長をもって充てる」等の追加 ・ 「文書管理主任」を「総括文書管理担当者」に変更 ・ 「文書管理補助者」を「文書管理担当者」とし、「指名できる」から「指名する」に変更

情報セキュリティ管理規程 等

論点 (ポイント)	見直しの方向性 (案)
<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報セキュリティポリシー・情報セキュリティ管理規程・情報セキュリティ体制の整備に関する規程・情報化推進の体制に関する規程の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報セキュリティポリシーと情報セキュリティ管理規程を統合し、情報セキュリティ管理規程とし、経営委員会の議決事項とする。 ○ 以下の事項については、組織規程に新たに記載することから、関連規程から削除する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 最高情報セキュリティ責任者の設置 ・ 情報セキュリティ委員会の設置 ・ 情報化統括責任者の設置 ・ 情報システム委員会の設置

情報セキュリティ関係規程 概念図



情報システムの整備及び利用に関する規程

論点（ポイント）	見直しの方向性（案）
<p>○ 情報システムの整備及び利用に関する規程の内容を踏まえた位置付けの見直し</p> <p>（規程の主な内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務執行に関する適正な意思決定プロセスを確保するため、決裁文書を作成し、起案者は別の者の確認を受けること。 ・ 経費支出に関する適正な意思決定プロセスを確保するため、支出負担行為決議書を作成し、起案者は別の者の確認を受けること。 ・ 管理運用業務の適正を確保するために必要な情報を知った職員は、速やかに関係部室長や理事長等に報告すること等 	<p>○ 規程内容が日々の業務執行に関わるものであり、規程遵守を求められている主体が執行部であることから、理事長が定める細則等として整理する。</p>